

処 分 基 準

平成27年8月25日作成

法 令 名：迷惑行為防止条例
根 拠 条 項：第14条
処 分 概 要：事業の停止
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め：
処 分 基 準： 指示違反等に係る事業の停止は、条例の定めを基準とし、別添 「迷惑行為防止条例に基づく指示の基準及び事業停止命令の量定基 準」のとおり。
問 合 せ 先：警察本部生活安全企画課（電話022-221-7171）又は警察署生活安全課
備 考：

別紙

迷惑行為防止条例に基づく指示の基準及び事業停止命令の量定基準

1 指示処分と事業停止命令との関係

迷惑行為防止条例（昭和42年宮城県条例第29号。以下「条例」という。）第13条の規定に該当する場合は、原則として同条に規定する指示を行い、当該指示に違反した場合に、事業の停止の命令をするものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、指示を行わず、直ちに事業の停止の命令をするものとする。

- (1) 条例第13条に規定する処分事由に該当する同種の条例違反行為を短期間に繰り返すなど、指示によっては自主的に条例を遵守する見込みがないと認められる場合
- (2) 事業者が条例違反行為によって起訴相当として送致された場合
- (3) 短期20日以上と相当する処分事由に当たる条例違反行為が行われた場合

2 指示処分の基準

指示は、それぞれ処分事由ごとに別表1の「迷惑行為防止条例に基づく指示の基準」に基づき行うものとする。

3 事業停止命令の量定基準

事業の停止の命令は、それぞれ処分事由ごとに短期、長期及び基準期間の量定を定めた別表2の「迷惑行為防止条例に基づく事業停止命令の量定基準」に基づき、日数を定めて行うものとする。

4 事業停止命令の併合等

処分事由に当たる条例違反行為が2個以上行われた場合において事業の停止の命令を行うときは、1個の事業の停止の命令を行うものとする。この場合における短期、長期及び基準期間は、それぞれ次のとおりとする。ただし、当該処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとする。

- (1) 短期の量定は、2個以上の処分事由のうち、量定の短期が最も長い期間をその量定とする。
- (2) 長期の量定は、2個以上の処分事由のうち、量定の長期が最も長い期間に、その2分の1の日数を加えた期間をその量定とする。ただし、その長期は、それぞれの量定の長期を合計した期間及び条例に定める期間を超えないものとする。
- (3) 基準期間の量定は、上記(2)において長期の量定の算出の基礎となった処分事由に定められた基準期間に2分の3を乗じた期間をその量定とする。

5 観念的競合

1個の行為で2個以上の処分事由に該当するときの短期、長期及び基準期間の量定の定め方は、次のとおりとする。ただし、当該処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとする。

- (1) 短期の量定は、2個以上の処分事由のうち、量定の短期が最も長い期間をその量定とする。
- (2) 長期の量定は、2個以上の処分事由のうち、量定の長期が最も長い期間をその量定とする。
- (3) 基準期間の量定は、上記(2)において長期の量定とされた処分事由に定められた基準

期間をその量定とする。

6 常習違反加重

最近3年間に事業の停止の命令を受けた事業者に対し、事業の停止の命令を行うときの短期、長期及び基準期間の量定の定め方は、次のとおりとする。ただし、当該処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとする。

- (1) 短期及び長期の量定は、前記4及び前記5に定める量定の短期及び長期に最近3年間に事業の停止の命令を受けた回数の2倍の数を乗じた期間をその量定とする。ただし、その期間は、条例に定める期間を超えないものとする。
- (2) 基準期間の量定は、当該事業の停止の命令に係る処分事由の量定について定められた基準期間に2を乗じた期間をその量定とする。ただし、その期間は、条例に定める期間を超えないものとする。

7 事業停止期間の決定

- (1) 事業停止期間は、前記3から前記6までに定める基準期間とする。
- (2) 前記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する事由があるときは、前記3から前記6までに定める長期を超えない範囲内において基準期間より長い期間を事業停止期間とすることができる。

ア 最近3年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。

イ 指示の期間中に、その指示の事由と同一の条例違反行為を行ったこと。

ウ 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。

エ 従業員の大多数が処分事由に係る条例違反行為に加担していること。

オ 悔しゅんの情が見られないこと。

カ 付近の住民からの苦情が多数あること。

キ 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。

ク 16歳未満の者の福祉を害する犯罪であること。

ケ 外国人の不法就労を助長する行為があること。

コ その他、加重すべき事由があること。

- (3) 前記(1)にかかわらず、次のいずれかに該当する事由があるときは、前記3から前記6までに定める短期を下回らない範囲内において基準期間より短い期間を事業停止期間とすることができる。

ア 他人に強いられて処分事由に係る条例違反行為を行ったこと。

イ 事業者（法人にあつては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る条例違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。

ウ 最近3年間に処分事由に係る条例違反行為を行ったことがなく、悔しゅんの情が著しいこと。

エ 具体的な事業の改善措置を自主的に行っていること。

オ その他、軽減すべき事由があること。

8 指示の併課

事業の停止の命令をする場合において、条例違反状態の解消等のため必要があるときは、当該事業の停止の命令の処分事由について指示を併せて行うことができる。

別表 1

迷惑行為防止条例に基づく指示の基準

1 指示の基準

- (1) 条例違反行為が行われた場合は、違法状態の是正を図るため、条例第13条の規定に該当する場合は、原則として指示をするものとする。
- (2) 指示は、比例原則及び平等原則にのっとり行うものとする。
- (3) 指示は、事業者には過大な負担を課さないものとする。
- (4) 指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。
- (5) 指示は、その理由、内容、不服申立てをすることができる旨等を記載した書面で行うものとする。
- (6) 指示は、1回の違反について1回行うものとする。

2 指示の内容

- (1) 違反状態にある場合は、当該違反状態を解消させるため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものである場合は、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるほか、必要により、違反状態の解消方法を併せて指示するものとする。
- (2) 違反状態が解消されている場合には、将来において同種違反行為が行われることを防止するための指示を行うものとする。

別表 2

迷惑行為防止条例に基づく事業停止命令の量定基準

違 反 事 項	量定
<p>条例に違反する行為</p> <p>1 第7条第1項第1号の規定に違反する行為</p> <p>2 第7条第1項第2号の規定に違反する行為</p> <p>3 第7条第1項第3号の規定に違反する行為</p> <p>4 第7条第1項第4号の規定に違反する行為</p> <p>5 第7条第1項第5号の規定に違反する行為</p> <p>6 第7条第1項第6号の規定に違反する行為</p> <p>7 第7条第2項の規定に違反する行為</p> <p>8 第7条第3項の規定に違反する行為</p> <p>9 第7条第5項の規定に違反する行為</p> <p>10 第13条の規定に違反する行為</p> <p>11 第14条の規定に違反する行為</p>	<p></p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>A</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>A</p>
<p>備 考</p> <p>この表における量定の区分は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>A 180日の事業停止命令</p> <p>B 20日以上180日以下の事業停止命令（基準期間は、90日）</p> <p>C 10日以上80日以下の事業停止命令（基準期間は、20日）</p>	